

「東新潟火力発電所１・２号機リブレース計画 環境影響評価準備書」に対する意見等への事業者の見解・対応

資料 2

No	環境要素等	委員名	意見等の内容	【事業者】見解・対応	【事務局】意見等の取扱いについて ○：答申書素案へ反映	
1	全般	松岡委員	事業実施区域周辺において、他の事業者によるバイオマス発電所の建設が予定されていたが、当初の計画を変更して出力規模を縮小し、自主アセスを実施して建設計画を進めていく予定と聞いている。どの程度の出力規模になるかは不明であるが、引き続き情報を収集いただき、複合的な環境影響についての評価をお願いしたい。	周辺においてバイオマス発電所を計画している他事業者とは、秘密保持契約を締結したうえで情報交換を実施しています。 他事業者によると、当初計画を見直し、出力は30万kWから11.2万kWへ、復水器の冷却方式は温排水を排出しない空気冷却方式へ変更することは決まっているとの説明を受けています。一方で、その他の詳細な計画内容は現時点で決定しておらず、公開できる情報がないと聞いている。 このため、引き続き他事業者との情報交換に努め、本リブレース計画のアセス手続中にバイオマス発電所計画の情報が得られた場合は複合的な環境影響について検討してまいります。	○	事業実施区域周辺で、他事業者によるバイオマス発電所の建設が予定されていることから、工事中及び供用時においては、他事業者との情報交換を十分に行い、大気質等への複合的な環境影響を考慮した上で、環境負荷の低減が図られるよう検討すること。

【関係課意見】

No	環境要素等	課名	意見等の内容	【事業者】見解・対応	【事務局】意見等の取扱いについて ○：市長意見案へ反映	
2	廃棄物	廃棄物対策課	3.2-20(159)表3.2.7-3産業廃棄物の処理施設数について、10.1.8-2(1048)表10.1.8-1において工事の実施に伴い発生する産業廃棄物の処分量が7,514tと予測されている。 については、表3.2.7-3で示す50km圏内の産業廃棄物処理施設の処理に与える影響を考慮し適正な処分がなされるようにしていただきたい。また、現段階における産業廃棄物の予定処分先を種類・量ごとに示していただきたい。	工事に伴い発生する産業廃棄物の処分量7,514tは、新設及び撤去工事期間における処分量の合計であり、処分はこの期間内で分散して行います。処分のための産業廃棄物の搬出は、工事区分ごとに処分業者と調整の上で受け入れ可能な量及び時期にて行う予定です。 また、東新潟火力発電所では、発電設備の運用に伴い毎年約500t、現在実施している港1,2号機の撤去工事に伴い合計約1,870t（工事開始から2025年度末までの実績）の産業廃棄物を処分しています。今回のリブレース工事においても同様な産業廃棄物が発生する計画であり、以下のとおり、これまで実績のある処理業者に処分を委託する予定です。 今後、新設・撤去工事に伴い発生する産業廃棄物については、工事期間を通じて計画的に搬出し、適切に処理します。 ＜発電設備の運用（2025年度実績）＞ ・汚泥 約164t →仙台環境開発(株)(宮城県仙台市)、(株)ジャパנקリーン(宮城県仙台市) ＜港1・2号撤去工事＞ ・ガラスくず等(石綿を含まない保温材等) 約1,005t →(株)エコー・ユー(新潟県柏崎市) ・廃石綿等 約718t →(株)富山環境整備(富山県富山市)、仙台環境開発(株)(宮城県仙台市) ・管理型混合廃棄物(がれき類、廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず等) 約99t →(株)エコー・ユー(新潟県柏崎市)、(株)大橋商会東港工場(新潟県新潟市) ・廃プラスチック類 約48t →(株)エコー・ユー(新潟県柏崎市)	○	新設・撤去工事に伴い発生する産業廃棄物については、工事期間において分散して処分することとしているが、産業廃棄物処理施設の処理に与える影響を考慮した処理計画とし、適切に処分すること。
3	水質 大気質	環境対策課	準備書において、環境保全措置を確実に実行することにより、環境影響の程度が著しいものとなることはないとしている。一方で、東新潟火力発電所では初めてとなる海水電解装置を導入し、冷却水への次亜塩素酸ソーダの注入も計画されている。放流水をはじめとする発電設備の稼働に伴う環境影響に対する環境監視においては、適切な監視計画を検討するとともに、環境監視の結果の公表などを通じて確実な実行に努めていただきたい。	海水電解装置は、他社の火力発電所等において昭和50年頃から約50年に渡り広く導入されている実績のある技術であり、今回のリブレース計画にあたっては、実際に海水電解装置を導入・運用している他社火力発電所を訪問し、様々な知見を収集した上で検討を進めています。 装置の導入にあたっては、6号機及び7号機の試運転時に残留塩素濃度を測定しながら電圧や注入濃度を適切に設定し、放水路第3合流槽において残留塩素が検出されないことを確認します。 また、運転開始後は、環境監視として残留塩素濃度を月1回測定し、残留塩素が検出されないことを確認します。この他、10.2-24(1078)表10.2.4-1「環境監視計画」に基づき、適切な環境監視を実施するとともに、その結果を関係自治体へ報告する等適切に対応します。	○	工事中及び供用時の環境影響を適切に把握するため、測定項目、回数等の監視計画を十分に検討するとともに、監視結果の公表などを通じて環境監視を確実に実施すること。また、事業の実施に当たっては、事業の影響を受ける関係地域に対し、事業の実施状況等について丁寧な説明を行うよう努めること。